

我が国における宇宙活動法案の検討状況について

2016年3月2日
内閣府宇宙戦略室
奥野真

1. 立法事実

1. 民間の宇宙活動の進展

人工衛星及びロケットの小型化、低価格化の進展
人工衛星等の打上げの第三者損害の防止の必要性

2. 宇宙諸条約の国内担保措置の必要

宇宙条約第6条は、非政府団体の宇宙活動は、締約国の許可及び継続的監督を必要とする旨規定。

3. 宇宙基本法の制定（平成20年）

同法第35条は、政府が宇宙活動に係る規制等に関する法律を整備すべきことを規定。

2. 法律案の目的

1. 宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施
2. 公共の安全の確保&被害者の保護
3. 産業振興の制度インフラの構築
 - ルールを事前に明確にして事業リスクを低減
&予見可能性を向上
 - 民間保険契約の締結等による賠償資力の確保
の義務付け&政府の補償の組合せにより、
損害賠償リスクを定量化

3. 法律案の構成

1. 人工衛星等の打上げに係る許可等
2. 人工衛星の管理に係る許可等
3. 上記1.及び2.に係る内閣総理大臣による監督
4. 人工衛星等の打上げに伴い地上で発生した
第三者損害の賠償
5. 人工衛星の管理に伴い地上で発生した
第三者損害の賠償

等

4. 法律案の適用の範囲

1. 許可&監督の適用

⇒行政管轄が及ぶ範囲の非政府団体の行為

- ・人工衛星等の打上げ
 国内の打上げ施設を用いた打上げ
- ・人工衛星の管理
 国内の追跡・管制地球局の主局を用いた追跡・管制

2. 人工衛星等の打上げ、人工衛星の管理の行為

- ・弾道飛行は、本法案の対象外。⇒今後、別途対応を要検討
- ・有人の飛しょう体の軌道への投入は対象たり得るが、適用対象が想定されず⇒将来、具体の立法事実に応じ要検討
- ・地球周回軌道に投入されるものだけではなく、天体上で運用する探査機も人工衛星に含む。地上から制御しない超小型衛星の追跡は、人工衛星の管理に含まず。

5. 人工衛星等の打上げに係る許可

1. 人工衛星等の打上げを許可制として、打上げの都度、
 - ① 人工衛星の打上げ用ロケットの機体
 - ② 上記①を打上げる打上げ施設
 - ③ 飛行経路、打上げ施設の周辺の安全確保の計画
 - ④ 搭載する人工衛星の利用の目的及び方法について事前審査
2. 上記1.の①及び②について、ロケットの型式の設計、打上げ施設について、予め安全基準の適合性の認定を受けておくことが可能。
3. 宇宙航空研究開発機構（JAXA）については、上記2.について特例を措置

6. 人工衛星の管理に係る許可

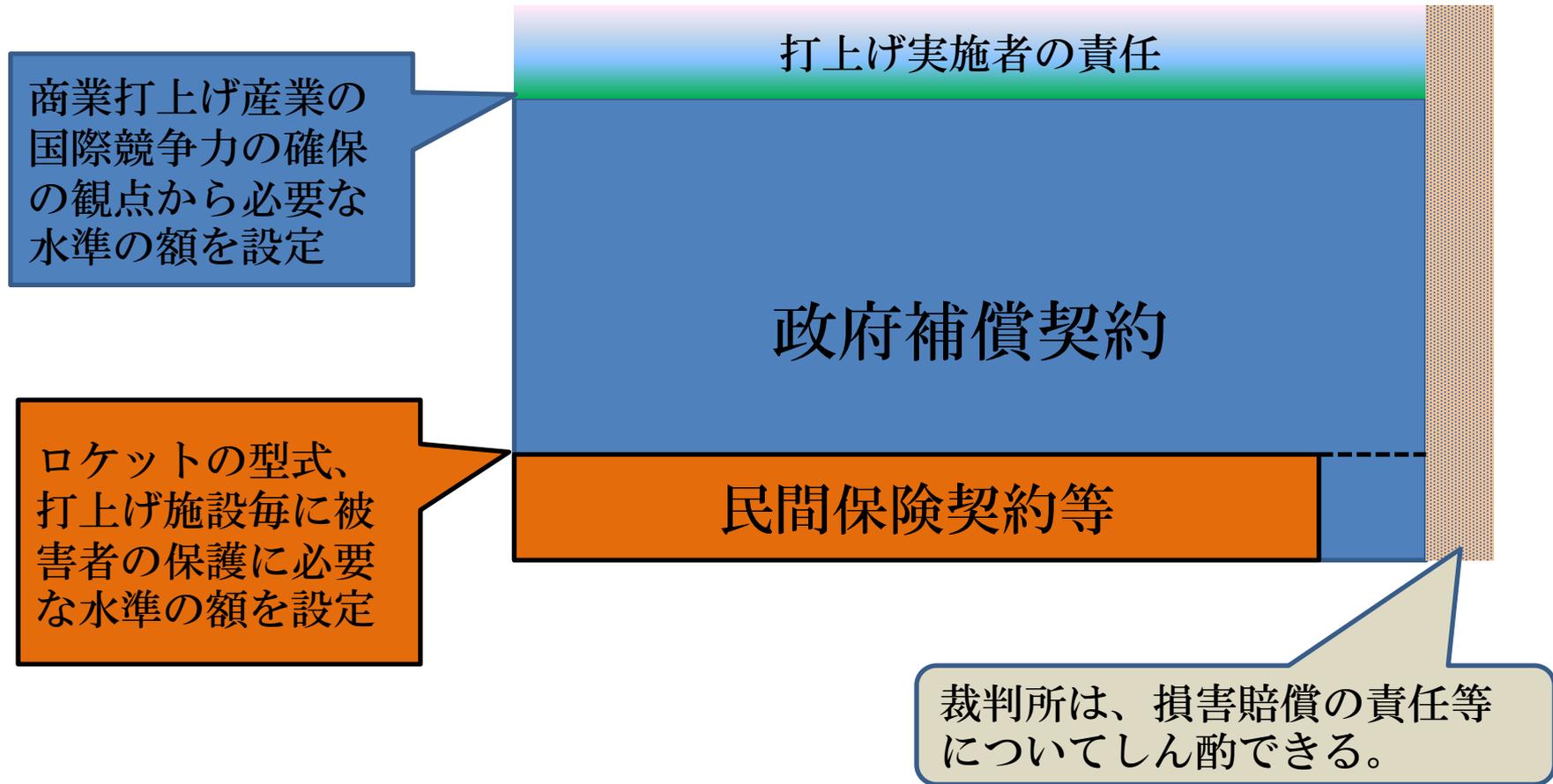
1. 国内の主局を用いて人工衛星の位置、姿勢、状態の把握及び制御を行うときは、人工衛星ごとに事前審査。
 - ① 人工衛星の利用の目的及び方法
 - ② デブリの抑制、他の人工衛星への衝突の防止等の措置
 - ③ 人工衛星の管理の終了時に講ずる措置

※ 再突入等の制御落下に当たっての着地点の周辺の安全確保を含む。
2. 事業の譲渡等における地位の承継等についても規定

7. 第三者損害賠償制度

1. 人工衛星等の打上げにより、地上で発生した人工衛星等の打上げを行う者について、第三者損害賠償責任を
 - ✓ 無過失責任 ← 危険責任、挙証責任の転換
 - ✓ 責任集中とし、人工衛星等の打上げに係る許可を受けた者に
 - ✓ 民間保険契約締結等の損害賠償担保措置を義務付け
 - ✓ 上記損害賠償担保措置でカバーできない損害の賠償について、政府が補償契約により補償
2. 一方、人工衛星の管理については、無過失責任

7. 打上げ実施者の賠償資力確保のスキーム



御静聴ありがとうございました。

内閣府宇宙戦略室 奥野 真